

みんなのみどり

通 刊 9 号

2010.4.30

発行 みどり・山梨

事務所：山梨県甲府市古府中町984-2

(川村方)

電 話：055-252-0288

FAX：0553-33-7620

URL：<http://www.midoriyamanashi.com>

E-mail：kankyo@midoriyamanashi.com

郵便番号 00220-3-73986 みどり・山梨

シンポジウム「リニア中央新幹線は必要か？」の開催

活発な議論に多くの聴衆が聞き入る

川村晃生

3月28日(日)午後、北トピア、飛鳥ホール(東京都北区王子)で催されたシンポジウム「リニア中央新幹線は必要か？」に、約180名が参加、リニアに対するさまざまな観点からの発言に熱心に聞き入り、充実した討論が行われた。「みどり・山梨」からも8名が参加し、副代表の野沢さんが報告者を、代表の川村がコーディネーターをつとめた。

まず、最初に法政大学教授五十嵐敬喜氏が「公共事業は変わるか」と題して講演した。その内容は、昨年夏に発足した鳩山政権下において、とくに公共事業に関わる前原国交相が公共事業の大転換をはかったが、小沢幹事長の差し金もあって徐々に尻すぼみとなり、今や官僚に取り込まれつつあることを指摘した。その原因は、公共事業を見直したり凍結や中止したりするシステムがなく、大臣の考え一つで方針が変わることにあるとし、今後一定の年限によって事業を制御していくサンセット法の必要性や、補償問題を含む代案の具体化、また公共事業への市民参加の重要性などを提案した。学ぶべき点が多い講演であったが、リニア中央新幹線も全幹法(全国新幹線鉄道整備法)の適用とどう関わるのかという点で、公共事業と無関係ではない。国全体の交通政策の中にリニアを置きながら考えていく必要があるだろう。(次ページへ続く)



↑ 熱気溢れるシンポジウム会場

シンポジウムの様子を伝える山梨日日新聞(2010.3.29) →

リニア計画見直しを
都内で専門家が意見交換
環境、人体への影響指摘

リニア中央新幹線整備計画の見直しを訴える市民団体「リニア・市民ネットワーク」(川村晃生代表)は28日、都内でシンポジウム「リニア中央新幹線は必要か？」を開いた。専門家らが意見交換し、事業の必要性や環境、人体への影響面などから計画の問題点を指摘した。

6人のパネリストが討論を展開した。経済政策を専門とする明星大の橋山礼治郎教授は「J-R東海の掲げる目的や実現性、有用性はいずれも独善的、構想段階で適切な検証がなかつたため公共事業の多くが失敗した怒をもっと考えよ」と指摘。J-R東海労組の鈴木富雄執行委員長も「J-R東海の計画は2007年当時のもの。今は経営状況が変わって見直しが必要」と強調した。

長野県大鹿村で自治会長を務めるサイモン・ベネットさんは、超音速旅客機コンコルドを例に「夢の飛行機と言われたが、騒音、設備維持のコストの高さ、経済性がない」との(運航中止の)結末だったと、リニア計画の議論をより広く行うよう訴えた。

環境面からも意見が相次いだ。荻野晃也電磁波環境研究所長は電磁波が人体に与える影響を指摘し「強い電磁波を出すリニアの整備は時期尚早」と主張。元川村長の野沢今朝幸副市長も「水枯れの危険性など十分な説明もなく、実験線のトンネル掘削が進んでいる」と批判した。

出席者は、急速な整備計画推進に歯止めをかけるため力を結集していくとする集合宣言も採択した。

山梨日日新聞

つづいてシンポジウムに移った。六名の報告者の発言要旨は次のとおり。

橋山禮治郎さん(明星大学教授、政策学) リニアはつくる目的も必要性もない。いま着工すれば、資金的にも環境上もまた技術的にも大きな困難に直面する。またリニアは国民が望んでいるものとは言い難く、東京 大阪間の国土形成をどうするかという政策とも絡めながら議論されていかなければならない。夢ではなく、悪夢の新幹線となり得る。

鈴木富雄さん(JR東海労働組合中央執行委員長) リニア中央新幹線のさまざまな問題を検証してきたが、反対という結論に達した。投資と収益、安全性という点や環境破壊という点で容認できるものではない。JR東海の言う建設費や輸送需要量には問題点が多く、長期債務を抱えた経営状況をさらに悪化させる。また、地震対策や消費電力などの問題もある。

荻野晃也さん(電磁波環境研究所長) 日本では電磁波の影響が知らされていないし、一般に議論もされていない。自分では0,1ミリガウス以下なら安全だと考えているのに、リニアは一万倍の10ガウス前後の磁界強度となっており、大変な被爆量だ。最近の研究では精子への影響が明らかにされつつあるが、ともかく予防原則を第一にすべきだ。

松島信幸さん(伊那谷自然友の会、理学博士) 南アルプスのトンネル掘削は、期間、費用とも見込みの二倍はかかるだろう。糸魚川 静岡構造線や中央構造線が併走する危険な地帯であるが、トンネル掘削の場合該地は変形を起こしやすく、トンネルがつぶれることもある。また排出土の処理も困難で、谷を埋めれば土石流や土壤汚染の原因となる。

サイモン・ピゴットさん(長野県大鹿村釜沢地区在住、自治会長) トンネルの試掘時に、騒音で二戸が転出してしまった。リニアは東京や大阪の一人勝ちをもたらし、地方や地域が衰退する。南アルプスの自然と共存している生活も破壊される。コンコルドの失敗に学び、経済性だけで考えるべきではない。リニアの問題はもっと広く開かれた議論がなされるべきだ。

野沢今朝幸さん(山梨県笛吹市議会議員) リニアの期成同盟がいいことづくめの宣伝をくり返し、子どもたちまで洗脳しようとしていて、正確な情報が流れてこない。住民も具体的なことは何も知らない。リニア実験線のトンネル掘削で水源の枯渇なども発生したが、公共事業が減っているためリニアの歓迎ムードもある。新たな雇用創出の知恵が必要だ。

報告者への質疑に入り、とくに経済性や安全性(電磁波)について追加説明があった。シンポジウム終了後、集会宣言を採択し、リニア問題を国民的な議論の中で方向性を決めていくべきこと、またリニアの抱える本質的問題をいっそう鮮明にし、拙速な推進に歯止めをかけることなどが宣言された。

ひき続き交流会が場所を変えて開かれ、約40名が参加した。東京や山梨、長野からの参加が主だったが、JR東海労の方からもたくさん出席され、今後の運動を展開していくネットワークが強化されたと言える。なお、ジャーナリストの船瀬俊介さん、報告者の橋山、鈴木、荻野、ピゴット、野沢五氏も出席、活発な意見交換がなされた。

なお、回収したアンケートの結果では、99%の人がリニアは不要と答え、ジャーナリストのO氏も、たいへん有益なシンポジウムであったと感想を寄せられた。リニアをめぐる初めてのシンポジウムであったが、内容的に充実していただけではなく、交流も新しく生まれて大成功であった。次の機会をまた考えたい。

(シンポジウム資料は500円でお頒けします。)

ご存知のように広島県福山市の鞆の浦で、その歴史的景観を保存するために住民が原告となって訴訟を起こした。鞆の浦は瀬戸内海の内海運の要衝で、『万葉集』の中にも大伴旅人が妻とともに大宰府に下った時に、ここで詠んだ和歌が残されているし、また、江戸時代に朝鮮通信使がこの港の風景を日本一と賞賛したことも記録に残されている。そしてそうした歴史の中で整えられていった港湾設備、たとえば常夜燈や波止場などが古い形のまま残されて現在に至っている。

そこに行政が交通の便をよくするために、港を埋め立て道路をつくろうとしたことから、住民が反対運動を起こし訴訟にまで進んだのであった。宮崎駿さんがこの鞆の浦で「崖の上のポニョ」の構想を練ったということも、マスコミを通じて鞆の浦をいっそう有名にし、それも一つの力となったのだろう。広島地裁の判決では住民側が勝訴し、道路建設のための埋め立て計画は中止の可能性が出てきたというのが現在の状況である。

ところでこの歴史的景観をめぐる訴訟には、一つの前史があった。それは1989年に、和歌山市で起こされた和歌の浦の架橋問題に関わる景観訴訟であった。この和歌の浦も、『万葉集』の中に山部赤人が、

和歌の浦に潮満ち来れば瀉をなみ

葦辺をさして鶴(たづ)鳴きわたる

という有名な歌をよみ残している場所である。その和歌の浦には、江戸時代につくられた不老橋という瀟洒な石の橋が懸けられていて、そこから海の方を見渡す眺めが万葉の時代を偲ばせる絶景として住民の間で人気を集めていたのだが、その不老橋からの眺望を遮るように車道橋が懸けられる計画が持ち上がって、住民がその建設差し止めを主張して裁判になったのだった。この時は結局住民側が敗訴したが、重要なことはその裁判の中で「歴史的景観権」(国民がその歴史的景観を享受する権利)というものが存在することだけは認められたということである。法的にこの権利が和歌の浦訴訟で認められたということが、鞆の浦訴訟できわめて有効に働いたのだ、と私は思っている。つまりいきなり鞆の浦訴訟で歴史的景観権が争われていたとしたら、こんなにも早々と原告勝訴の判決は下りなかったと思うのである。

さて、この和歌の浦架橋問題が起った時に、今なお私たちが肝に銘じて拳拳服膺しなければならない言葉がある。それは車道橋建設を推進する側から発せられた、

「万葉では飯が食えん」

という一言であった。当時和歌の浦は、その沖を埋め立てリゾート施設をつくるという構想が行政当局によって進められ(その一部がいま現存する)、そこに行くためにはどうしても道路が必要であり、そのための車道橋の建設ということになったのである。ことは橋の問題だけではなく、リゾート開発という土木事業そのものであり、いわば橋はその象徴的な存在であった。そしてそこで出てきたのが、「万葉では飯が食えん」の一言であったのである。1993年12月、この裁判を終える最終意見陳述において、原告団副団長をつとめていた多田道夫和歌山大学教授は、右の一言に対する彼なりの回答を次のように述べている。要約すれば、それは

この一言によって私は自分の倫理性が問われてきた。その倫理性とは、飯を食う以外の人生の意味だ。飯と引き換えにしても少しも惜しくはない人生の価値のことだ。

ということになる。この反論の中には、近代以降日本人が置き忘れてきた大事なものが含まれていて、今なお私たちの生きる姿勢を厳しく問い詰めるものがあると思うのだが、しかし私はこの「万葉では飯が食えん」との立言に対して、

それは飯の食べ方が悪いからだ。意地汚い飯の食べ方をするから、飯が食えないのだ。

と反論することもできるように思われる。

万葉の時代以来、少なくとも江戸時代あたりまでは万葉で飯を食ってきたのである。自然や景観というものに大きな損傷を与えることなく、飯を食ってきたのである。それから言えば、明治以降、とくに昭和に入ってから高度経済成長以降、自然や景観の破壊を代償とする飯の食べ方を私たちは当たり前のこととしてきたのである。私はそのことを「飯の食べ方が悪い」「意地汚い」と言っているのである。

いま日本は、沖縄の基地問題で揺れているが、普天間基地の移設先の候補地として早くから上げられていたのが、辺野古沖のV字型海上基地案である。そしてこのジュゴンの泳ぐ海を埋め立てさせてはならないと、辺野古の住民たちはオジイもオバアも何年にもわたって座り込みを続けてきた。そこには基地から下りる金を拒否し、辺野古の景観を守りながら自然とともに慎み深く生きようという強い意志が示されてる。つまりここには私たちが失った、ちゃんとした飯の食べ方があることを、私は今さらながら感銘深く受け止めざるを得ないのである。「万葉では飯が食えん」は、その対極にある生き方に他ならない。



↑不老橋の向こうに架けられた新しい橋の上をトラックが走る

グリーンレター

持続可能な地域づくりのために

てんころりん村 代表 石川啓吾

生物誕生からの歴史及び人類の文明史を少し勉強すると、次の生物と環境の相関関係が分かる。生物界においてある生物種あるいは生物群の発生 繁栄 衰退 絶滅までの期間は、長い場合は細く長い、同じく短い場合は太く短いのが常である。また、人類の文明史をみれば、森が豊かな間は水があり文明は繁栄し、森がなくなると水がなくなり文明は滅んできた。

上記の法則を現在のホモサピエンスでみると、今までの生物界の中で特異な繁栄(と呼べるとすれば)状態にある。また、人類は今、地球規模で森林を破壊・減少させており、使える淡水の激減は、「地下水位の低下」、「湖の縮小」、や「断流」という形で世界中の大河に現出させている。北米大陸のコロラド川(既に 10 年以上前から)、南米大陸のアマゾン川(その徴候が出始めている)、ユーラシア大陸の黄河(時々発生)、最近ではメコン川も(中国の取水で?) その仲間入りしそうである。温暖化の云々は横においても、人類は地史的にみても、最も大規模に急速な絶滅実験をしていることになる。

上記から途中の説明は端折って、てんころりん村(以下、**てんころ**と略す)の使命は、以下のとおりである。

『山里である芦川の自然・農林業環境および人文資源を活用した持続可能な山里ビジネスを開発し産業として自立することで、地域に雇用創出するとともに都市と農村の交流を促進し、芦川の自然環境、農林業環境及び文化景観の保全・持続的発展に貢献することである。』

現代日本で最も可能性が低いと思われる過疎の山里で産業的自立を目指す。



ひとが自然との折り合いを探ることで協働作品が完成する

てんころは、昨年7月、“ふるさと雇用再生特別基金事業”により誕生した。**てんころ**の活動を知りたい方はホームページをご覧ください。この原稿を書く少し前、川村氏から会を通じて「菜園家族山の学校」が家に届けられ、同じようなことを既に実践しておられる方々がいることを知りました。

さて、小生は国の事業を“雇用再生”ではなく、“ふるさと再生”(=地域再生・自立)と解釈し、次のことに取り組んで2012年4月に**てんころ**の自立を目指している。

遊休農地(借地)を開墾し、体験の場として活用及び生態農業で農産物を生産、直売所等で販売

植林・雑木林(借地)を、体験・研修の場及び林産物(ほだ木、炭材、薪、山菜など)の生産の場として活用・販売

空いている(できれば茅葺古)民家(改修・再生) + 田畑(遊休農地開墾)を活用した田舎体験空間(暮らし見直し機会)の提供

+ + の実践を通じて都市と農村(山村)の交流を促進し、地域再生・自立の提示是非、てんころりん村をお訪ねください。

とことん市民・野沢今朝幸の笛吹市議会レポート

主な議会活動

H22年 3月定例議会 < 2/25 ~ 3/18 >

一般質問

(1) 市財政の中長期見通しは立っているか。

前号で触れたように、昨年12月定例議会において一般質問で、「多目的施設」の建設を財政面から質そうとしたが、「先着の同一質問あり」ということで受理されず質問できなかった。そういうわけで、今回は「多目的施設」も含め、市長が建設を構想している「6大プロジェクト」が、果たして財政面からみて大丈夫かどうか、その点を質した。

この質問の中で、市当局から示された見解の中でもっとも重要なものは、「笛吹市長期財政推計(平成22年度~31年度)」である。市当局は「6大プロジェクト」を実行しても財政的には大丈夫であると答弁しているが、この推計自体がそれが強弁でしかないことを物語っている。

なぜなら、推計上、歳出において人件費とならんでもっとも重要である「扶助費」(福祉関係予算がその中心)が、平成26年度以降、42億9700万円で同額推移することになっている。高齢者、なかでも後期高齢者の絶対数の増加や医療の高度化(=高額化)を考えると、同額推移がいかにも非現実的であるかが分かる。問い質すと、推計しようがなく、不確かな数値を算入すべきでないという判断から同額推移とした、というような答弁であった。しかし、推計しようがない数値がそのまま混入している「長期財政推計」を「長期財政推計」として認めることは普通の感覚ではできない相談である。

「6大プロジェクト」の財政面での根幹にかかわる数値を、このような形で公表することは、行政として不誠実かつ無責任であると言わなければならない。

(2) 「多目的施設建設検討委員会」の役割は何か。

2つ目の質問として、6割の市民が反対する中で設置された「多目的施設建設委員会」の役割・目的について市当局の考え方を質そうとした。

こちらの質問は2番目だったので、質問時間 一般質問の持ち時間は当局の答弁も含め20分の残りが少なく、質問の核心を明らかにするところまで至らなかった。そんな中でも市当局から重要な見解を引き出すことができた。それはこの委員会が「市民を代表する」という答弁であった。

区の会長や副会長、そして地域審議会の会長や各種団体の会長や副会長によって構成され、それに学識経験者が加わるまでは「市民の代表」ということで、まあ納得するとしても、しかし、副市長と教育長まで委員として席を与えられているのを見ると頭をかしげたくなる。

市当局は市民の代表によって「多目的施設」の建設の可否も含め、一から検討するとしているが、その言と、委員として副市長と教育長がいることは矛盾している。

なぜなら、副市長も教育長も市民を代表するものではなく、市当局を代弁するものであることは明らかであり、しかも、市民の6割反対の中で「多目的施設建設検討委員会」を設置した市当局が建設に前向きであることも明らかである。

「多目的施設建設検討委員会」のメンバーとして副市長と教育長は相応しくない」と時間の都合で質すことができなかつたのが残念である。

議会・議員の実態(その4)

市民を代表しない議員

変だと思いませんか? 「多目的施設」の建設に6割に市民が反対している。市が実施したアンケート結果によるのに、市議会議員の中では今のところ、反対派は少数である。私の知る限りでははっきり反対の立場にある議員は私を含め3名にすぎない。残りの21名すべてが賛成というわけではないが、最大会派のメンバーを含め、多数が推進の方向にあると私は見ている。

市民の6割反対に対し、今のところ市議の反対派は1割少々である。市議が「市民を代表していない」ことは歴然としている。では、こういう事態がどのような原因で起こるのか、これまでの笛吹市議会の観察から大きく3つの要因が働いているのではないかと考える。

まず、第1に、「自分は市民の代表」という自覚が議員に弱い。そういうところに原因があると思う。

市民は、自分たちを代表してくれる、代弁してくれる議員候補者に1票を投じているのに、まるで「白紙委任」をしてもらっているような感覚でいるのではないか。「6割の市民が反対」という極めて重大な市民意向が、議会全体としてこの間すでに1年近く経とうとしているが、議論すべき案件として取り挙げられなかったことを見れば、そういう感覚であることが如実に分かる。

市民の意向を受けて、市長とも対等に渡り合う。これが市民に選ばれた議員の根本的な責務であることの自覚が薄いわけである。法的に市民を代表できるのは、市長とともに市議会議員しかいないことをしっかり認識し、強い自覚をもって、そのように実践すべきであろう。「多目的施設」のケースはそのいい機会であるのだから。

第2に、議員が市民を代表できないのは、議員みずから直に、「多目的施設」建設に対する市民の意見や考え方を聴き取る努力をしていないからではなからうか。

「多目的施設」の建設構想が市長より表明されてから1年近くになるうというのに、今のところ1、2の議員を除いて議員が積極的に市民から意見聴取しているという話は伝わってきていない。私はこの間いろんな機会に市民の意見を聴き取る努力をしてきたが、仮に多くの議員がそのような努力をしてきているならば、反対の意見が非常に強いことを実感するはずである。私自身、自分の予想以上に反対意見が強いことに驚かされている。全く面識のない市民の方から「反対」への賛同の電話や手紙によるメッセージがきている。

議会・議員の存在理由が問われている昨今である。こんなとき市民の中に議員みずから分け入って
いかなければ、ますます議員としての存在理由が無くなりかねない。

第 3 に、「市長寄りに位置を占めたい」という議員心理も、議員が市民を代表できない原因となっている
ように思われる。

二元代表制のもとにある市長は絶大な権力、とりわけ予算提出権をもっている。どんなに公正で厳密
な基準を設けたとしても、事業や施策を実際に運用・展開する段階には、市長の裁量の余地が残る。
ましてや、その基準がいい加減なものであれば、市長の裁量はとめどなく広がるとみていい。いずれに
せよ、市長の裁量がきく以上、実績を残したい議員としては市長に気に入られたいというのが人情であ
る。

笛吹市議の多くは地域代表という性格を強くもっており、政治家としての実績を残すには、地域要望
を予算という形にして実現していくことが必要となる。このことが、議員をして市長に気に入られるように
「市長寄り」に位置を取ろうとさせていると見ることができる。

このようにでも考えなければ、6 割の市民に背を向ける多くに議員の心理を理解することはできない
のではないか。そして、市長が「権力的」になればなるほど、反発する議員も現れるが、多くの議員はよ
り市長寄りとなって、市民を代表しなくなる危険があることを指摘しておきたい。

私の農地法違反について

新聞にも報道されましたが、私が農地法違反をしてしまった経緯について説明させていただきます。

まず、どのような農地法違反かと言いますと、農地であるところに、宅地として利用しようと土砂を入
れた。これが農地法違反とされたことです。これは明らかに農地法違反であり、私もこういうことが農
地法違反になることは知っていました。それではどうして土砂を入れたのか？

それには次のような経緯があります。

まず、当の土地も調査対象として含まれる市の「地籍調査」が昨年実施され、当の土地は昨年 5 月に
実際の調査が実施されました。その調査の結果、当の土地は宅地として認定することが決まりました。
私は今年の 10 月頃、もう「宅地」となっていると思い込み、小屋を建てて直売所を造ろうと、土砂を入
れました。土砂を入れたことに今年の 3 月頃、農業委員会で気づき、まだ、宅地として登記されていない
ので、土砂を入れることは農地法違反であるという指摘を受けました。実際は今年の 6 月頃登記が終
了し、宅地となることになっていたようです。

思い込みによる違反とはいえ、違反は違反ですので、当の農地を宅地としてではなく、農地として復
元する方向も含めて、今後の対応については農業委員会と協議しているところです。

編集後記

「みんなのみどり」9号をお届けします。3月28日のシンポジウムはお読み下さればお分かりいた
けるように大盛会でした。参加して下さった皆さん、ごくろうさまでした。また、「歴史的景観」の文章
は、川村が教室で話していることの一部を書いたものです。石川さんの「てんころりん村」の事業、成
功するといいですね。皆で応援します。野沢さん、うるさい外野を気にせず、民主的な笛吹市を目指
して頑張りましょう。(T・K)